

作成日：2004 年 3 月 11 日

改訂日：2017 年 2 月 15 日

安全データシート（SDS）

1. 化学品及び会社情報

製品名 MF クロス

会社名 日新工業株式会社

住所 〒120-0025 東京都足立区千住東 2 丁目 23 番 4 号

担当部門 技術部

電話番号 048-755-6188 FAX 番号 048-755-6177

緊急連絡先 03-3882-2613 営業総務課

奨励用途及び使用上の制限 工業用（建築用緩衝材 等）

整理番号 KR-M061

2. 危険有害性の要約

分類の名称 危険・有害性分類に該当しない。

危険性 通常の状態では、危険な反応やかさい爆発を起こすことはない。

但し発泡体の残留ガスは緩やかに揮発して可燃性がある。

発泡体の残留ガスは空気中で一定濃度に達すると、何らかの発火、発火源により火災、爆発を起こすことがある。

有害性 通常の状態では、特に有害性はない。

但し発泡体の残留ガスは窒息性、麻酔性がある。

発泡体及びポリエチレンは、燃焼、熱分解により CO、CO₂ 炭化水素などの有害成分を発生することがある。

GHS 分類 該当しない。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 混合物（ラミネート品）

一般名 表面発泡体 発泡ポリエチレンシート

裏面補強層 PE 延伸ヤーンの 2 軸積層ソフ

成分及び含有量

成分	含有量(%)	化学式又は構造式	官報公示 No	CAS No
ポリエチレン	約 98%	(CH ₂ -CH ₂) _n	6-1	8002-88-4
iso ブタン	約 1%以下	C ₄ H ₁₀	2-4	75-28-5
n ブタン	約 1%以下	C ₄ H ₁₀	2-4	106-97-8

危険有害成分

該当なし

4. 応急措置

目に入った場合	危険な物質ではないが、切り屑等は眼球を傷つける可能性があるので、目を擦らず清浄な水で洗浄した後、専門医の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	溶融した樹脂が付着した場合は火傷するので、衣服の上から水を掛け、十分に冷却した後、専門医の診断を受ける。
吸入した場合	発泡体の残留ガス、溶融した樹脂が発生するガスを多量に吸入した場合は、新鮮な空気のある場所に移した後、専門医の診断を受ける。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	水、炭酸ガス、ドライケミカル、泡消火器
消火方法	一般火災と同様に多量の水又は消火剤で消火する。 黒煙、一酸化炭素などが発生して、これらの吸入により危険性が生じた場合は状況に応じて適切な保護具を使用する。

6. 漏出時の措置

着火源になるものを近づけず、直ちに回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

安全に取り扱うための技術的対策

20 立方メートル(又は3トン)以上を貯蔵・取り扱う場合は所轄消防署長への届け出が必要である。

貯蔵・取り扱う場所は火気厳禁にする。

発泡体の残留ガスが滞留しないように通風、換気を行う。

静電気、衝撃火花等の発生源が生じないように注意する。

直射日光が当たらないように保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

	ポリエチレン	ブタン
管理濃度	未設定	未設定
許容濃度	未設定	500ppm
日本産業衛生学会（1994 年）		1200mg/m ³

設備対策 揮発した発泡体の残留ガスが滞留しないように通風、換気を行う。

9. 物理的及び化学的性質

	発泡ポリエチレン	iso-ブタン	n-ブタン
外観	シート状	常温気体	常温気体
沸点(℃)	—	-11.7	-0.5
比重(空気=1)	—	2.01	2.07

10. 安定性及び反応性

	発泡ポリエチレン	iso-ブタン	n-ブタン
--	----------	---------	-------

引火点 (°C)	220 以上	−83	−74
発火点 (°C)	350 以上	550	405
爆発下限界 (%)	—	8.4	8.5
可燃性	有	有	有

11. 有害性情報

ポリエチレンを主体とする混合物(ラミネート製品)について

皮膚腐食性	なし
刺激性(皮膚、眼)	物理的な刺激がある
急性毒性	データなし
慢性毒性	データなし
癌原性	データなし
変異原性	データなし
生殖毒性	データなし
催奇形性	データなし

12. 環境影響情報

残留性/分解性	環境において長時間分解しない。
その他	海洋生物や鳥類が摂取することを防止するため、いかなる海洋や水域でも投棄、放出してはならない。

13. 廃棄上の注意

廃棄物は、原則として焼却または埋め立てによって処理する。

- (1)焼却する時は、焼却設備を用いて大気汚染防止等に適合した処理を施して焼却する。
- (2)埋め立てする時は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に従って、公認の産業廃棄物処理業者もしくは、地方公共団体がその処理を行っている場合はその団体に委託して処理する。

14. 輸送上の注意

国連分類及び国連番号 該当なし

タバコの火、溶接の火花等の発生源のない、風通しの良い場所で荷役作業を行う。

積み荷の近くは火気厳禁とする。

トラック輸送時は裸火を避けるため、通気性を考慮の上でシート掛けを行う。

輸送トラックには消火器を備える。

15. 適用法令

消防法 指定可燃物（合成樹脂類：指定数量 3000kg）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：産業廃棄物、廃プラスチック類

16. その他の情報

- (1)記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見に拠り改定されることがあります。
- (2)注意事項は、通常の取扱いを対象としたものであって、特別の取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全対策を実施の上でご利用下さい。

(3)記載内容は、情報提供を主目的とするもので、保証するものではありません。
